

戦後日本の福祉レジームの分析 ～「共同体化」の制度論～ (6・完)

今里 佳奈子

A Study of the Welfare Regime in Post-WW II Japan :
Focusing on Institutionalism as 'Kyodotaika' (6)

Kanako Imasato

要約：本稿は、わが国の福祉レジーム再編の方向性について考察するために、従前の「日本型福祉レジーム」の特徴を明らかにしようというものである。具体的には、わが国福祉レジームの特徴が、「家族による自足の原理」を「共同体化」という手法によって補完的に緩和するところにあったということをあきらかにし、その「日本的形態」を具体的に詳述する。このうち第1章（『地域政策学ジャーナル』第2巻第1号）では福祉国家の歴史を改めてたどることにより、福祉レジームを分析する枠組みを示した。すなわち、福祉レジームを分析するためには、「生計費獲得」と「ケア」の二つの面で、「家族による自足の原理」がどのように（「補完的緩和」か「代替的緩和」か。「個人化」か「共同体化」か）、どの程度、緩和されるかという分析軸が有効であることを示した。その上で、第2章では戦後日本の福祉レジームにおいては、「家族による自足の原理」の「代替的緩和」が「生計費獲得」についても「ケア」についても極めて控えめにしか行われず、一方で、「家族による自足」を前提にしつつ、これを補完的に緩和する様々な仕組みが家族の生存・生活の維持を可能にしてきたことを、雇用者家族と自営業者家族について明らかにした（『地域政策学ジャーナル』第3巻第1号, 2号）。第3章では、わが国福祉レジームの第2の特徴である「共同体化」について、「家族の共同体化」「企業の共同体化」「市場における共同体化」「地域における共同体化」という4つの側面から論じた。このうち「家族の共同体化」については『地域政策学ジャーナル』第4巻第1号で、「企業の共同体化」と「市場における共同体化」については、『地域政策学ジャーナル』第4巻第2号で、「地域における共同体化」については、『地域政策学ジャーナル』第5巻第1号論じた。本号においては、終章にあたる第4章として、上述の「共同体化」を「制度」と捉えることにより、過去と現在、未来をつなぐ視点、つまり過去の歴史から現在の制度を理解し、現在のあり方から未来を展望する視点を示すことを試みる。そのため、第1節において、新制度論の近年の展開を示した後、第2節で新制度論アプローチにより「共同体化」を「制度」と捉える枠組みを示した上で、第3節で、戦前から戦後にかけての「制度」の継続と変化、1990年代以降の「制度の漸進的変化」について分析を試みる。

4. 終章—「共同体化」の制度論

以上、福祉レジーム分析の枠組みを示すとともに、その枠組を用いて戦後わが国の福祉レジームの特徴を明らかにし、その特徴の一つとして、「共同体化」とも言える現象が、広く社会の様々な部門で見られることを示してきた。本章では、この「共同体化」を「制度」と捉えることにより、過去と現在、未来

をつなぐ視点、つまり過去の歴史から現在の制度を理解し、現在のあり方から未来を展望する視点を示すことを試みる。

1. 新制度論の現在

周知のように、「新制度論」は、行動論など方法的個人主義への批判を通して登場してきたもので、1980年代以降は「新制度論」という新たなア

アプローチとして意識されるようになった。わが国においても早くから紹介され、多くの研究が蓄積されている¹⁾。従来は、「歴史的制度論」と「合理的選択的制度論」の二つ、あるいはこれに「社会学的制度論」を加えた三つに分類されるなどして²⁾その違いが強調されることが多かったが、近年は、両者の「収斂」傾向や相互補完的關係が強調され、両者を組み合わせることにより、より強力なアプローチとなることが期待されている³⁾。

「新制度論」における「制度」の定義は様々であるが、法律や法定手続など公式の制度にとどまらず、規範、行動の基準、ルーティンなどなど非公式のものまで含め、広く「制度」と捉えるものが多い⁴⁾。政治学においては、分析の対象を公式の制度に限定するものが多いが⁵⁾、本稿においては、「制度」を広く捉え、非公式の規範、慣習なども含むものとし、そのうち、社会で広く共通了解事項となっており、アクターを自己拘束(enforcing)していると考えられるものを「制度」と考えることにする⁶⁾。

先に述べたように、福祉レジームの分析に、「制度論」的アプローチを採用する意義は、過去と現在、未来をつなぐ、つまり、過去を通して現在を理解し、未来を展望する視点を得ることにあった。「新制度論」、特に「歴史的制度論」においては、現在の「制度」は、過去に行われた何らかの選択の影響を受けており、また、未来は過去からの軌跡の延長上にあるという考え方がとられる。それを端的に表すのが「経路依存」という概念である。一旦ある経路がとられるとそれは将来を方向付け、一旦、重大な選択が行われると後戻りすることは難しい⁷⁾。近年、ピ

アソンは『ポリティクス・イン・タイム』において、経路依存が生み出されるメカニズムを「正のフィードバック」として詳細に論じたが⁸⁾、このような研究の集積により、「経路依存」のモデルはより精緻なものとなっている。「制度」は一種の均衡状態と理解できるが、「正のフィードバック」により、収斂増や規範化、制度的補完性などにより、深さと広さを増し⁹⁾より強固になっていく。

一方、それは、必ずしも「制度」が不変だということの意味しているわけではない。「新制度論」には、「制度形成」の理論があり、「制度変化」の理論がある。「制度変化」は、ある均衡から別の均衡への移動と考えられるが¹⁰⁾、当初は、長期にわたり安定していた均衡状態がなにかのきっかけで中断し、制度の変化が始まると捉えられてきた(断続平衡モデル)¹¹⁾。変化のきっかけになるのは、一般には戦争や経済危機など外生的要因であり、これを契機に劇的に制度の変化が始まるというものである。この中断を境に、「制度」は、安定期と変動期に分かたれると考えられていたのである。一方、近年、このようなタイプの「制度変化」の理論だけでは、小さな漸進的な変化の積み重ねが重大な「制度変化」につながるようなケースを分析できないことから、内生的な要因による漸進的な変化に関する理論が発展している。ストリークとセーレン(2005)は、変化のプロセスが「漸進的か」「突発的か」という指標と、変化の結果が「継続的か」「断絶的か」という指標を組み合わせることによって、「制度変化」には、四つのパターンがあると整理した(図4-4)¹²⁾。

この分類においては、特に、歴史的な断絶ポイント

1) 初期のものとして、真淵(1987)(1994)、加藤(1994)、建林(1999)、河野(2002)、小野(2001)など。最近のものとして、北山(2011)、風間(2013)、佐々田(2011)、加藤(2012)、西岡(2014)など。

2) たとえば、Thelen and Steinmo(1992)が2分類。Hall and Taylor(1996)、Kato(1996)などが3分類となっている。

3) 参照、宮本(2001)、Katznelson and Weingast(2005)、加藤雅俊(2011)159頁以下など。

4) 様々な「制度」の捉え方については、参照、Peters(2005)訳。

5) Pierson and Skocpol(2002)、Streeck and Thelen(2005)、真淵(1994)、建林・曾我・待鳥(2008)など。

6) 参照、青木(2008)第8章。

7) Krasner(1984)p.240。

8) Pierson(2004)訳第1章。

9) Krasner(1988)p.74。

10) たとえば参照、青木(2008)第8章。

11) Krasner(1984)、Krasner(1988)。

12) Streeck and Thelen(2005)p.9

トにもかわらず「制度」に継続性が見られるタイプ (Survival and return) や、表面的には安定し、適応的な再生産が行われているように見えながら、実は、長期的な小さな漸進的变化の積み重ねの結果として、劇的に「制度」の再構成が行われていくタイプ (Gradual transformation) のように、従来の断続平衡モデルでは見えてこなかった「制度変化」を捉えることができ、重要である。

また、このうち、漸進的な変化の積み重ねの結果として生じる「制度変化」において、目に見えにくい、「隠れた変化」が起きる可能性が注目を集めている。ハッカー¹³⁾は、「制度(政策)変化」を、放置 (drift)、転用 (conversion)、重層化 (layering)、廃棄・置換 (elimination/replacement) の四つに整理し、これまでは「制度変化」と捉えられてこなかった「放置」「転用」「重層化」による「制度変化」を

【図4-4】制度変化のタイプ: 過程と結果

		変化の結果 Result of change	
		継続	断絶
変化の過程 Process of change	漸進的 Incremental	適応による再生産 Reproduction by adaptation	漸進的な変革 Gradual transformation
	突発的 Abrupt	残存と回帰 Survival and return	断絶と置き換え Breakdown and replacement

出所) Streeck and Thelen(2005: 9).

明らかにするとともに、どのような場合にどのような「制度変化」が起きるかを類型化している。ハッカーによれば、「制度変化」のパターンは、制度の内的変化に対する障害が大きいか否か、政治における現状維持志向が強いか否かによって現れ方が異なる(図4-5)¹⁴⁾。また、マホニーとセーレン(2010)

も、「制度変化」の態様をハッカーとほぼ同じ四つの類型に整理¹⁵⁾した上で、「制度」について解釈の余地が大きいか少ないか、政治において、拒否権行使の可能性が高いか低いかによって、四つのいずれが出現するかを類型化している(図4-6)。

【図4-5】制度変化の4形態

		内的変化への障害	
		高い	低い
政治環境の現状維持 志向性	高い	Drift (放置)	Conversion (転用)
	低い	Layering (重層化・追加)	Elimination/Replacement (廃棄・置換)

出所) Hacker(2005: 48)

13) Hacker(2005)pp.45.

14) Hacker(2005)p.48.

15) Mahoney and Thelen(2010)pp.15-18. Displacement は、既存のルールを取り除き、新しい諸ルールを導入することである。Layering は、既存の諸ルールの上に、あるいは脇に、新しいルールを導入することである。

Drift は、環境の変化のために既存の諸ルールのインパクトが変わることである。公式の制度はそのままであっても、外的な条件が変わることにより、インパクトが変化するような場合である。

Conversion は、公式には諸ルールがそのままでも、新しいやり方で解釈されたり、実施されたりする場合に起こるものである。

【図 4 - 6】 制度変化の文脈的・制度的要因

		ターゲットとなる制度の特徴解釈や拘束に関する裁量の程度	
		低い	高い
政治的コンテクストの特徴	拒否権行使可能性が強い	Layering	Drift
	拒否権行使の可能性が弱い	Displacement	Conversion

出所) Mahoney and Thelen(2010: 19)

次に、「制度変化」が起これば、その行き先が気に掛かるところである。「制度変化」が均衡から別の均衡に移る過程だとすれば、新たな複数の均衡のいずれかに至る複数のルートがあることになり、どのルートをたどりどこに行き着くかが問題となる。いずれも歴史的条件の影響を受けるが、どのルートが選ばれるのかは複雑なプロセスとなり、新しい「制度」がどのような内容のものになるのかも一義的には言えない。近年では、「学習」¹⁶⁾ や「アイデア」といった概念がこの部分で重要な役割を果たすとする研究が進んでおり、わが国においても具体的な事例研究が蓄積されている¹⁷⁾。アイデアは、アクターの行動へのロードマップとして行動指針を提供し、また、フォーカル・ポイントを提供する¹⁸⁾。革新的なアイデアが学習を通じアクター達に共有され、政策変化、制度変化につながっていくこともあれば、波及という形で広まっていくこともある。アイデアが広く受け入れられるには、それが、一般的な価値規範や社会で広く共有された信念に適合するものでなければならない¹⁹⁾。一方、アイデアは、一旦ルールや規範に埋め込まれ、制度の根幹を形成するようになると、数十年あるいは数世代にもわたり継続し、後続の政策・制度にも与え続けることになる。このようなアイデアの影響は部門を超えて、また時を超えて広がる²⁰⁾。

また、アイデアにはレベルがある。ゴールドスタインら(1993)は、アイデアには世界観、道義的信念、因果的信念の3タイプがあるとし、このうち最も基底に位置するのが世界観としてのアイデアであるとした。世界観としてのアイデアは、行動基盤に影響を与え、社会の基盤を形成するものである²¹⁾。

2. 「制度論」と「共同体化」

「制度論」アプローチにより、「共同体化」を「制度」として捉えようとするときも、それを複数のレベルをもつ階層的なものと捉えると輪郭がよりはっきりと見えてくる。

第3章においては「家族」「企業」「市場」「地域」のそれぞれの部門において、様々な法律や公式の制度、政策や慣行などに「共同体化」と言える現象を見ることができると述べてきた。まず第1に、これらの個別に確認することのできた制度、政策や慣行などを、それぞれ「制度」と捉えることができるだろう。

第2に、これらの諸制度は、それぞれの部門において、相互補完的に意味のあるまとまりをもって存在していたが、このようなまとまりを第2レベルの「制度」と捉えることができるだろう。ストリークとセーレン(2005)は、「制度」を、「期待された行

16) Hall(1993), 秋吉(2000)など。

17) Goldstein(1993), Goldstein and Keohane(1993), Skogstad(1998), 秋吉(2007)など。

18) Garrett and Weingast(1993), Skogstad(1998), Goldstein and Kohane(1993), 秋吉・伊藤・北山(2010) 188～189頁。

19) Goldstein(1993)p.15

20) Goldstein(1993)p.11- Goldstein and Keohane(1993), Skogstad(1998) 秋吉(2007), 加藤雅俊(2011) 第4章。

21) Goldstein and Keohane(1993)p.8. 参照, 秋吉・伊藤・北山(2010) 第10章。

動を求め、望ましくない行動を排除する一連のルール」としての「社会レジーム」として捉えているが、「まとまりとしての制度」は、ストリークとセーレンの言う、「レジームとしての制度」ということができる²²⁾。

たとえば、第3章で示した「家族」を例にとると、「家族」においては、戸籍制度、同氏原則や親族扶養を規定する民法の諸規定、家族（夫婦）単位志向の年金制度や税制、世帯単位の原則を規定する生活保護法、同一世帯や生計維持関係にあることを根拠に私的扶養を求める社会保障制度、さらには、直系家族制農業による家族の自立経営を目指す農業政策や、「日本型福祉社会論」に基づく諸政策が存在したが、それらは、それぞれが独立した「制度」とあるとともに、全体として、家族を生活自立の単位とする一つの「(まとまりとしての)制度」を構成するものであった。

また、「企業」においては、終身雇用制、年功型家族賃金制度、企業福祉の他、日本的な組織管理のあり方など、いわゆる日本の経営と呼ばれている慣行が見られたが、それらはそれぞれが独立した「制度」とあるとともに、全体として「カイシャ」を生活共同体、運命共同体とする「(まとまりとしての)制度」を構成するものであった。

第3に、上の二つのレベルの制度の上位に位置し、広く人々を「共同体化」に向かわせるいわば世界観としての「共有信念」を第3のレベルの「制度」として捉えることができるだろう。第3章で見てきたように、わが国においては、社会に広く、長期継続的で包括的なメンバーシップ、ある種の共同性や運命共同体性、集団に「所属」することから生まれる共属感情などを備える傾向にある中間集団（疑似集団）が形成され、これが共同体的機能を一部代替し、生活保障の機能を果たしてきた。また、国家もそれを積極的に後押ししてきた。人々をこのような集団の形成に向かわせるある種の規範を、第3の「制度」—「共有信念としての共同体化」という「制度」—と捉えることができなからということである。「共同

体化」は、ここではフォーカル・ポイントとしての意味ももつ。つまり生活保障に関する複数の選択肢があった場合に、「共同体化」という選択肢が選ばれるという意味でのフォーカル・ポイントである。

3. 「制度」の継続と変化

(1) 戦前から戦後にかけての「制度変化」

ところで、「共同体化」を「制度」と捉える意義は、過去と現在、未来をつなぐ視点を提供する、つまり過去の歴史から現在の制度を説明し、現在のあり方から未来を展望する視点を提供できる点にあった。そこでここでは、簡単ではあるが、「現在」（戦後レジーム）の制度を過去の「制度」との関係から説明し、そこから今後の「制度」をどのように展望できるか考えてみたい。

まず、「過去」と「現在」の関係であるが、両者を分ける境界線は、戦前・戦時と戦後の間に引くことができるだろう。両者の間には、戦争と占領という「重大な局面」が存在し、過去の「制度」が中断する「断続平衡」が生じている。旧憲法から新憲法への移行、家制度の廃止、財閥解体、農地改革など戦前の中核的制度はいずれも廃止され、それらは全面的に取り替えられることとなった。上でみたストリークとセーレン（2005）のモデルでいう「突発的」変化による「断絶と置き換え」（Breakdown and replacement）である。敗戦の時点で、わが国は目に見える形で「制度変化」の過程に入ったといえる。

一方、個々の制度をみても、その様相はかなり異なったものとなる。第3章でみたように、「共同体化」として例示した個々の「現在」の「制度」は、多くがそのルーツを戦前・戦時に持っており、いずれも「新しい制度」として再構成されてはいるが、そこには「旧制度」の痕跡を広範に見ることができる。

たとえば、「戸籍制度」は、新しい戸籍制度に改められたが、「自立」の単位となる「家族」を同じ戸籍簿に記録するという「戸籍制度」のコンセプトは以前のままである。民法の親族・相続編は全面的に改正されたが、第877条第1項の兄弟姉妹まで広

22) Streeck and Thelen (2005) p.13.

がる広範な扶養義務や第730条の同居親族の相互扶助規定などは、「家制度の残滓を引き継いで、氏と祭祀を共通にするより広い家族集団を扶養・扶助の単位として提示した」²³⁾ものと解された。

また、企業を「共同体化」する終身雇用制は、第一次大戦後の深刻な熟練労働者不足に対応して1920年代に成立した長期的雇用慣行を原型にし、第二次大戦後、高度経済成長期の労働力不足を背景に定着したものであるとされる²⁴⁾。年功型家族賃金制度も、定着したのは戦後のことであるが、それ以前より日本の大企業では、年齢や学歴、勤続年のような属人的要素を重視する生活給的年功賃金の考えが支配的であったため、戦後大多数の大企業に結成されていた企業別組合が生活給的年功賃金制度を強力に主張したことから制度化されていったものとされる²⁵⁾。これらを含め、戦前の「経営家族主義」²⁶⁾が、「家」の論理を復活させながら²⁷⁾、あるいは「経営福祉主義」などの新しい論理を身に纏って²⁸⁾、「日本の経営」という形で再構成されたとする説は枚挙に暇がない。

また、「企業集団」は、財閥解体で本社を失った財閥系諸企業が、系列融資、株式の相互持合、社長の結成などを通じて「再結集し」、形成されていったものであるし²⁹⁾、さらに、戦後の「仕切られた市場」における官民のネットワークは、戦前の統制会システム、さらにそれを発展させた戦時計画経済システムが、戦後の臨時物資需給調整法による物資需給計画、傾斜生産方式の実施などを經由して高度成長期の産業政策過程に形を変えて引き継がれて

いったものだと考えられている³⁰⁾。

そして、地域においては、慣行水利秩序の継続に加え、戦前の農家小組合のコンセプトを引き継ぐ農協構想³¹⁾、戦前の農山漁村経済更生運動の戦後版と称された新農村建設事業³²⁾など、多くの政策が戦前の政策から直接アイデアを引き継いだ。また、町内会・部落会は、1947年に内務省訓令第4号、政令第15号で廃止・解散されたものの、多くが形を変えて存続し、1953年10月の政令第15号の失効後に復活している。戦前（特に戦時）と戦後のこれらの連続面を端的に示した言葉としては、「1940年体制」³³⁾がある。

このようにしてみると、戦前・戦時と戦後の間には、敗戦と占領という「重大な局面」により「断続平衡」が生じたが、その後の「制度変化」は、完全な「断絶と置換」(Breakdown and replacement)ではなく、「存続と回帰」(survival and return)的な面も相当にみることができるのである。一方、それは、単純な戦前への「回帰」ではなかったものであり、一言で言えば、「古い制度」が、「新しい制度」に組み込まれながら、「新しい制度」として、新たな意味を与えられつつ再構成されていったといえるのではないかということである。いわば、経路依存と経路形成の相互作用による「新しい制度」の形成である³⁴⁾。

それでは、なぜ、このようなことが起こったのだろうか。

このような連続性を、佐々田は『制度発展と政策アイデア』の中で、「開発型国家システム」とい

23) 原田 (1988) 319頁。

24) 野村 (1994) 35, 53頁以下, 野村 (1998) 69頁。

25) 尾高 (1984) 41頁～42頁。

26) 間 (1963, 1971, 1989), 津田 (1976) 第1章, 三戸 (1991b) 114頁以下。

27) 三戸 (1991a)。

28) 間 (1971)。

29) 柴垣 (1974) 93頁～94頁, 1975年100頁, 奥村 (1994) 41頁, 橘川 (1996)。「系列」は、下請制の整備という形で、戦前にその原型が作られたとされている (岡崎 1992)

30) 米倉 (1993) 29頁以下。佐々田 (2011)。

31) 小倉 (1992) 57頁。

32) 井野 (1996) 112頁。

33) 野口 (1995)。

34) 参照, 西岡 (2007), 秋吉・伊藤・北山 (2010) 第9章。

う観点から論じている。佐々田は、ここで、日本の戦時経済と戦後経済に見られる制度的連続性を、人的連続性とアイデアの連続性によって説明し、特に政策指針となるアイデアのもつポジティブ・フィードバック効果を強調した。佐々田によれば、ポジティブ・フィードバック効果は、同じ集団の中で世代を超えて受け継がれていくという形で、また、他のアクターの間に入れられ浸透していくという形で制度発展の過程に経路依存を発生させる。具体的には、満州と戦時期日本において開発型国家システムを構築した政策決定者の多くが戦後の日本政府においても重要なポストを占めていたこと（岸信介や椎名悦三郎など）と、軍部将校や革新官僚らの政策指針としてのアイデア³⁵⁾が、戦後、経済官僚に継承され、政党政治家や財界リーダーなどにも普及・浸透するにつれて、開発型国家システムに対する支持が広がっていくという、ポジティブ・フィードバック効果により経路依存が発生した。

このような人的連続性³⁶⁾とアイデアの連続性は、本稿が扱った他の領域においても見ることができる。たとえば、企業については、戦後、財閥同族支配力排除法や公職追放措置(1947年)などの結果、主要な企業の経営者は全面的に交替し、敗戦時の工場長や部長たちが内部昇進を通じて経営者となっていた³⁷⁾。彼らは専門経営者であり財閥の下での経営者とは異なったが、戦前の「経営家族主義」を身をもって体験してきた本人たちであるという点では人的な連続性があったといえることができる。戦後の日本の経営は、この人的連続性のもとに「経営家族主義」のアイデアが部分的に引き継がれ、戦後の経済社会状況に適合するように再構成されたものと捉えることができるだろう。また、彼らは同時に社長会を結成し、「企業集団」を形成し、さらに「系列化」も進めていくが、これらも不確実性の大きい

状況の中で、過去の類似の「制度」が参照され、形を変えて採り入れられていったものと理解することもできるだろう。また、農業政策についても、戦後農政において、農地改革を進め、農協法や農業基本法などを手がけたのは、戦前から小作問題などに取り組んでいた、石黒忠篤の流れを汲む東畑四郎、小平権一、和田博雄、小倉武一など石黒農政ラインの農政官僚であり、彼らの多くは、後に、戦前の取り組みがどのように戦後に引き継がれていったのかを自ら語っている³⁸⁾。また、「家族」については、「アイデア」の継続と断絶をめぐって激しい家族制度論争が繰り広げられ、民法730条が「家」制度の存続を図る保守派との妥協の産物として設けられたが、その導入に当たっては、戦前の刑法学の大家である牧野英一らが大きな役割を果たした³⁹⁾。

このように、本稿で取りあげた領域についても、人的連続性のもとで、「旧制度」のアイデアが部分的に引き継がれつつ経路依存と経路形成の相互作用の中で新しい状況に適合的に「新しい制度」が再構成されていったと捉えることができるだろう。それに加えて、なぜ、「旧制度」のアイデアが戦後に採用され受け入れられていったのか（普及していったのか）ということを考えるに当たっては、第2項で示した第3の「制度」（共有された信念としての「共同体化」）の存在がここでも重要な役割を果たしたのではないかと考えることもできよう。つまり、仮説の域を出ないが、世界観としての「共同体化」というアイデアは既に戦前に「制度化」されており、これが戦前の諸々の（下位の）「制度」を規定していたのではないかということである⁴⁰⁾。そして、この世界観としての「共同体化」という「制度」が、戦後も存続したことから、その「制度」に適合的な諸々の（下位の）「制度」もまた、戦後にアイデアとして引き継がれ、新しい状況に適合す

35) 佐々田 (2011) 206 頁以下。(自由主義・市場原理に対する不信感, 経済計画の必要性, 過当競争の防止)

36) 他にも, 参照, ジョンソン (1982), 米倉 (1993) 195 頁。小林・米倉・岡崎・NHK (1995)。

37) 宮島 (1992) 210 頁以下。

38) 参照, 小倉 (1992), 東畑 (1980), 庄司 (2003) 176 頁以下。

39) 詳細については, 参照, 利谷 (1975)(1976)。

40) たとえば, 「経営家族主義」において家や村の原理が経営原理として採り入れられたことや, 経済更生運動で村の再生が目指されたことなど。

る「新しい制度」として再構成されていったのではないだろうかということである。

(2) 従前の福祉レジームからの漸進的な「制度変化」のプロセス

さて、以上が、「過去」と「現在」のつながりであったとすると、「制度論」的分析は、「現在」と「その後」(「未来」)の関係にはどのような視点を提供できるだろうか。

まず、本稿における「現在」と「その後」(「未来」)を分ける境界であるが、「戦争」と「占領」のような「断続均衡」時点を特定することは難しい。但し、「終わりの始まり」という意味では、福祉国家の前提条件⁴¹⁾が失われ、かつわが国が高齢化社会の仲間入りをした1970年代前半が「現在」と「その後」(「未来」)を分ける境界になるといえるだろう。ただし、この時は、わが国では、日本的経営が擁護され、「日本型福祉社会」が国家目標として提示されるなど、従来型の「共同体化」戦略の強化という経路依存的対応がとられた。前述のストリークとセーレン(2005)の分類では、「適応による再生産」に該当する。

しかし、その後、「衝撃」は、わが国社会経済にボディ・ブローのように効いてくる。1990年代以降、グローバリゼーションによる市場の変化や家族の変化などが目に見える形で明らかになり、「家族の誰か(夫)が働いて生活費を稼ぎ、家族の誰か(妻)が家族全員の世話をする」ことを前提に、国、企業、地域などの部門が、その責任を補完的に緩和することで成り立ってきた日本型福祉レジームは、再検討を迫られることになったといえる。現在、従来型の「戦後日本の福祉レジーム」の経路依存的延長線上に「未来」を見いだすことは難しく、そのような意味では、ストリークとセーレン(2005)のいう「漸進的な変化」のプロセスの過程にあると言ってよいだろう。

具体的には、グローバリゼーションによる企業の競争の激化が、企業の「共同体化」を可能にしてきた市場における「集団化」の条件を崩し、リストラの一般化や雇用の非正規化など、安定した雇用を前提に男性稼ぎ主の夫(とパート妻)が生計費を獲得することで成り立っていた生活保障の仕組を揺るがしている。また、特に、若者の非正規雇用化は、未婚化・非婚化の原因にもなり、「家族のあり方」にも影響を与えることになる。

その家族についてであるが、人口の高齢化がすすみ、1995年には高齢化率が14%を超える高齢社会となり、2007年には21%を超える超高齢社会となった。その間、2000年には介護を社会化する介護保険制度が開始したが、未だに虐待や介護離職などが後を絶たず、高齢者世帯や高齢者の一人暮らし世帯の増加、さらに後期高齢者の急増が予想されるなかで、介護需要にどう応えていくかが課題となっている⁴²⁾。また夫婦と未婚の子から成る世帯の割合は減少し続け、2010年には30.7%にまで減少している一方で、ひとり親世帯や単独世帯は増加傾向にある。

このような中で、いわゆる「新しいリスク」が大きな問題となっている⁴³⁾。「新しいリスク」とは、これまでの雇用や社会保障の制度、制度が想定していなかったリスクのことであり、具体的には、働き盛り世代の失業やワーキングプア、子育て期の孤立や子ども虐待、不登校、若者・元若者の引きこもり、家庭内暴力、ドメスティックバイオレンスなど様々である。従前の制度では対応しにくかったこれらの課題にどのようにアプローチしていくかが問われている。

これらの点については、本稿で詳しく論じることは出来ないが、本稿での考察を踏まえ、以下の二点を指摘できるのではないかと考える。まず、第1に、「新しいリスク」の多くが家族の再生産機能に関わるものだという点である。本稿において

41) 参照、神野(2010)。

42) なお、三世帯世帯は、1992年の国勢調査で36.6%と40%を切った後、急速に減少し、2010年には16.2%となっている(平成22年の国民生活基礎調査より)。

43) 宮本(2009)51頁。

は、人々が生活を成り立たせていくためには、賃労働等により生計費を獲得することと、家事労働等によりケア（再生産）の機能を充足することの二つが必要と考えてきた。福祉レジームは、近代家族に求められるこの二つの機能に関する「自己責任」の要請を、それぞれ代替的に、また補完的に緩和する仕組みであった。当初の福祉国家は、「男性が生計費を獲得し、女性がケアを行う」という男性稼ぎ主モデルを前提にしており、そのため生計費獲得に関する責任原理を緩和することに主眼が置かれていた。後に、高齢化や女性の社会進出に対応して、ケアに関する責任原理の緩和にも目が向けられるようになっていったが、現在も、生計費獲得に関する責任原理を緩和する方に重点が置かれていることには変わりはない。「新しいリスク」の顕在化は、「ケア」に関する家族の機能が弱まっていることを、如実に示すものに外ならない。従って、今後は、ケアに関する責任原理を代替的に、補完的に緩和していく仕組みを社会全体に広範に備えていくことが必要だということである。

第2にその方法である。「新しい制度」が通用し、受け入れられていくためには、そのアイデアが社会に広く受け入れられていなければならないということが、「制度論」から得られた示唆であった。わが国においては、さまざまな部門における「共同体化」を通じて「自足の原理」が補完的に緩和されることによって人々の生活が成り立っており、そこでの「共同体化」は世界観としての「アイデア」として「制度」に深く埋め込まれているものだと考えられる。「均衡解」もそこに至るルートも複数あるかもしれないが、その中で最も実現可能で着実なルートは、おそらく、この世界観としての「共同体化」の下に、諸制度を新しい環境に適応するように組み替えて行くところにあるのではないかと、考えている。

(3) 1990年代以降の「制度」の再構成の展望

1990年代以降の動きの中には、このような「制度」の再構成と関連があると考えられる様々な事象も見られるので、最後に、「家族」を中心に、「制度」の継続及び再構成の現状を見ておくことにする。小泉政権の誕生（2001年4月26日）、民主党政権への

政権交代（2009年9月16日）、さらに自民党の政権復帰（2012年12月）という政治の動きに合わせ、政府の対応には変化がみられるが、基本的な傾向として以下の点をあげることができるのではないかとと思われる。

まず、生活自立の単位を「家族」とする「家族の共同体化」は継続している。「社会保障将来像委員会第二次報告」（社会保障制度審議会社会保障将来像委員会、1994年）、「男女共同参画ビジョン～21世紀の新たな価値の創造」（男女共同参画審議会、1995年）、「21世紀に向けての社会保障」（社会保障構造の在り方について考える有識者会議、2000年）などでは、社会保障制度を世帯単位中心のものから個人単位に切り替えていくべきとしたが、これはまだ実現していない。たとえば年金制度においてはかねてから「第3号被保険者」の問題が指摘されていたが、漸進的な制度改革が行われているものの完全な「個人化」対応は行われていない。また、生活保護法における「世帯単位の原則」（第10条）をはじめとして、社会保障制度上、同一世帯や生計維持関係であること（あったこと）により、公的扶養に先行して私的扶養を求める様々な制度もそのままである。家族における個化ともいえる現象が進んでいるなかで、依然として「家族の共同体化」は継続しているといえる。

その上で、家族の自己責任原理の緩和については次のような傾向が見られる。まず第1に、「生計費獲得」については依然として代替的緩和に対して消極的だということである。生活保護制度については、リーマンショックの影響などもあり、「保護受給者総数（非保護実人員1ヶ月平均）が2011年度には、1952年（昭和27年）以来はじめて200万人を超えた。また、非正規雇用の増加、リストラなど、若者や中高年の雇用リスクの増加を受け、受給世帯の中で「その他の世帯」の占める割合が、2012年には18.4%となり、保護開始の主な理由も、2009年度からは「働きによる収入の減少・喪失」が全体の20%を超えるようになってきている。ただし、これは、生活保護制度がより寛大なものに変化したというよりは、近年の経済社会の変化の中で、最後の手段として生活保護制度が活用されざるを得なくなったという事情のた

めである⁴⁴⁾。むしろ代替的緩和にきわめて消極的な姿勢は、2004年度から始まる老齡加算と母子加算の段階的廃止、2007年度から始まる「要保護世帯向け長期生活支援金制度」など、この間の数次にわたる保護基準の見直しや適用基準の厳格化などにみることができる。2012年にはお笑いタレントの母親の生活保護受給問題をきっかけに「生活保護バッシング」が再燃し、それもあり、当時進んでいた生活保護制度改正の基本的方向は抑制モードとなった⁴⁵⁾。2012年8月制定の「社会保障制度改革推進法」では、附則2条1項で、不正受給への厳格な対処、給付水準の適正化、就労の促進などについて、また、2項で、就労できるのにしない者に対する厳格な措置について規定されている⁴⁶⁾。2013年には生活扶助費を中心に基準の引き下げも行われた。

第2に、その代わりに、国による補完的緩和策は積極的な展開を見せている。まず、隙間に落ちがちな人々に対して、国による生計費獲得の補完的緩和策がワークフェア、あるいはアクティベーションという形で進められていった。生活保護制度の埒外に置かれてきたホームレスについては、1990年代以降その増加が社会問題化していたが、2000年から「就労意欲のある者、稼働能力がある者、就労意欲を助長する必要がある者等」を対象として、厚生省のホームレス自立支援事業が予算化され、さらに2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定された。同法3条第2項においては、「ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要である」と明記され、施策の目標としても第1号に安定した雇用の場の確保や、職業能力の開発等による就業の機会の確保が掲げられている（第3条第1項）。

次いで、生活保護制度については、2004年12月の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書における自立支援プログラム創設の提案を受けて、2005年度から被保護世帯への新たな自立支援

が開始された。この専門委員会は、自立支援には、就労自立支援だけでなく、日常生活自立支援や社会生活自立支援を含むとしていたが、実際には、就労支援プログラムが優先され、第1年目にあたる2005年にまずスタートしたのは、公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業であった⁴⁷⁾。生活保護受給者等就労支援事業は、日本で初めて「福祉から雇用へ」という課題に正面から取り組んだ政策であり、2004年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の提案以降、生活保護と雇用政策は本格的に結びつけられるようになったといえる⁴⁸⁾。

生活保護受給に至る前の困窮者と雇用を結びつける取組も始まった。リーマンショックを契機に、2009年から雇用保険の失業給付が切れたまたは受けられない失業者を対象として、「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当緊急特別措置事業」など、求職活動を条件とした職業訓練支援や住宅手当の支給、総合支援資金貸付制度による貸し付けなどが始まった。

さらに、2012年2月の「社会保障・税一体改革大綱」では、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略を策定することとし（大綱）、社会保障審議会に設けられた「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告（2013年1月）では、「（生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて）増大する生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが緊要の課題となっている」として、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上をめざす就労生活支援体系（就労準備支援事業など）を提案した。これを受け、2013年には生活困窮者自立支援法が制定され、2015年4月より施行されている。

従来の日本的雇用慣行を通じた企業による家族の自己責任原理の補完的緩和機能が弱くなる中で、国による補完的緩和策が前面に登場し、展開している。

44) 参照、岡（2013）。

45) 今井（2013）24頁

46) 今井（2013）

47) 参照、石橋・河谷・木場・坂口（2012）33、34、49、78、79頁。

48) 労働政策研究・研修機構（2010）13頁、石橋他（2012）78頁。

第3に、子育てや高齢者介護など「ケア」に関連して「代替的緩和」がある程度進んだ。わが国においては、1990年の1.57ショックをきっかけに少子化問題が政策課題化した⁴⁹⁾。少子化対策は、当初は保育サービスを中心に展開し、その後、仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスが加わっていった。具体的には、1994年のエンゼルプランと緊急保育対策5カ年事業、1999年の新エンゼルプランにおいて保育サービスの充実が図られ、2002年の「少子化対策プラスワン」からは、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援等の対策が加味されるようになる。その後、2003年の少子化対策基本法と、次世代育成支援対策推進法、2007年の「子どもと家族を応援する日本」、2010年「子ども・子育てビジョン」など、保育サービスに加え、仕事と家庭の両立を支援する政策が展開しており、いずれもケアに関する家族責任を部分的に代替的に緩和する施策が中心となっている。同時にこれは、生計費獲得に関する家族責任を補完的に緩和するものであった。この背景には、経済的自立を支援することが家庭における生計費獲得とケアの機能充足につながっていくという考え方がある。母親が仕事を継続できる仕組みをつくれれば世帯所得の低下を防ぐことができ、育児家庭に対する長期的な経済的支援になるという考え方である⁵⁰⁾。

わが国においては、男性稼ぎ主家族モデルが支配的ななかで、子育ては家族の責任で行われるべきものとの考えが長く続いたが、少子化が課題となる中で、保育は第一次的には家庭の責任であるとする点は変わらないものの、ケア責任の部分的代替的緩和が進められている。これは、少子化対策には、女性が働き続けること、男性が育児参加することが必要だと考えられたためであるが⁵¹⁾、同時に、このようなやり方が、生計費獲得に関する補完的緩和策を柱に生活保障を進めるというこれまで述べてきたレ

ジームの基本的方向性と親和的であった点も大きかったのではないと思われる。

高齢化に対応して高齢者のケアに関する介護の社会化、代替的緩和もある程度すすんだ。1989年のゴールドプラン、1990年の社会福祉8法改正、1994年の「21世紀福祉ビジョン」（高齢社会福祉ビジョン懇談会）などを経て、1997年には介護を社会化する介護保険法が成立したが、これは家族内で女性が無償で担ってきた介護を社会全体で支える方向へと一歩踏み出したものであり⁵²⁾、「ケア」責任に関する本格的な代替的緩和的制度のスタートであった。介護保険サービス利用者は、2000年度の184万人から2015年度の488万人へと拡大し（平成27年度高齢社会白書）、介護保険は、「代替的緩和」的制度としては定着したといえる。

とはいっても、「家族の共同体化」が継続する中で、家族には生活自立の単位としての責任が重く課されている。高齢者の子どもとの同居率は、減少しているものの40%程度であり、要介護になった場合の主な介護者は6割以上が同居者である。このうち要介護3以上の場合は同居介護者はほとんど終日介護しているような状態が多くなっている⁵³⁾。また、特に都市部で施設が圧倒的に不足する一方で、在宅介護については同居家族がいる場合に生活援助サービスが制限されるなどの実態がある。このような中で、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は年間10万人にも及ぶ（8割が女性）⁵⁴⁾。数度の改正を経て、育児・介護休業法には介護休業制度等の義務化、不利益な取扱いの禁止などが盛り込まれているが、実態としては仕事と介護の両立は難しく、子ども世代の介護離職などが大きな社会問題となっている。

さらに、2015年度の介護保険制度改革においては、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定するととも

49) 参照、辻 (2012) 第4章。

50) 参照、辻 (2012) 125頁。

51) 辻 (2012) 118頁。

52) 大沢 (2002) 187頁。

53) 内閣府『平成28年度高齢社会白書』第1章・

54) 参照、内閣府『平成28年度高齢社会白書』第1章など。

に、低所得の施設利用者への補足給付の要件に資産や配偶者の所得状況が加えられるなど、「ケア」に関する家族責任はより強く求められる方向にある。

このような中で、近年、「地域における共同体化」を進める政策が推進されている。地域においては、第3章第4節で述べたように、高度成長の中、過密と過疎、頻出する生活問題に悩む地域を対象に、地域における「共同体化」をはかるさまざまな国のコミュニティ政策が実施されてきた。このようなコミュニティ政策は「官製コミュニティ政策」と批判されたり、「町内会体制」「町内会連合会体制」と揶揄されたりしてきたが、一方で、先進的自治体において創意と工夫による独自のコミュニティ施策が展開したのも事実である⁵⁵⁾。また、その中で、住民参加の進展、住民自治を充実させる取り組みなど、自治の量と質を高める動きがあった。武蔵野方式と呼ばれる武蔵野市総合計画や、コミュニティ・カルテの作成に始まり、みたか市民会議21に至る三鷹市の住民参加の進歩などはそのような例としてあげることができるだろう。町内会や自治会についても、その実践的な地域問題解決能力を高く評価し、住縁アソシエーションと捉えるような積極的な町内会評価も多くなってきた⁵⁶⁾。

その間、わが国においては、抵抗型の住民運動から政策提案型の住民運動への展開がみられ、地域における課題解決に自ら取り組む市民団体の叢生、阪神淡路大震災後のボランティアパワーの社会的認知などを背景に、1998年には特定非営利活動促進法も成立している。自治体においても住民参加・協働条例の制定が進み、2000年以降は各地において自治基本条例の広がりが見られた。このような中で、様々な課題を抱えながらも地域における協働が模索されてきた⁵⁷⁾。

高齢化の問題に引きつけてみると、地域において介護の切実な問題が顕在化する中で、1980年代には有償ボランティアなどによる住民参加型福祉活動

が展開するようになる。一方で、福祉分野における分権化がすすみ、1990年の社会福祉8法改正においては福祉の市町村主義が示され、1993年から1994年にかけて、全市町村において、市町村老人保健福祉計画が策定された。このような地域重視に対応して、社会福祉協議会により地域福祉活動計画も進められていった。2000年には社会福祉事業法が改正され社会福祉法となり、その第1条には「地域福祉の推進」が目的として加えられた。法律のなかに「地域福祉」という考え方がはじめて明記されたのは初めてのことである。また同法においては地域福祉の推進のため、市町村は「地域福祉計画」を策定することになり(107条)。既に多くの市町村で数次の経験を経た地域福祉計画においては、策定・実施過程における地域の諸団体、NPOの連携・協働の取り組みが行われてきている。

このような地域における「共同体化」は、政策的にも近年ますます強調されるようになってきている。介護においては、2005年に地域包括支援センターの創設等、地域包括ケアに関連した改革が行われた。また、2013年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～を受けた2015年のいわゆるプログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)では、政府は、地域包括ケアシステム(地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(第4条4項))を構築することとなり、2015年度の介護保険制度改正においては、要支援者の訪問介護・通所介護は地域支援事業に移行することとなった。そこでは、ボランティアなど、地域における多様な主体による多様なサービスが提供されるものとされている。地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助の組み合わせ

55) コミュニティ政策をめぐる様々な議論と施策を日本型コミュニティ政策として整理したものとして、参照、広原(2011)。町内会については、参照、倉沢・秋元(1990)、玉野(1993)、玉野(2011)、岩崎・上田他(2013)など。

56) 中田(1981)、中田(2007)、中田・山崎(2010)、岩崎・上田(2013)など。町内会に対する見方を整理したものとして玉野(2011)。

57) 参照、原田・藤井・松井(2010)、今川・山口・新川(2004)など。

の元で構築される地域のケア体制であり、市町村はこの実現に向け、2025年を見据え、介護保険事業計画を進めていくことを求められている。

おわりに

本稿においては、福祉レジーム再編の方向性について考察するために、従前の「日本型福祉レジーム」の特徴を明らかにすることを試みた。そのために、第1章で福祉レジームを分析する枠組を示し、第2章と第3章でその分析枠組を用いてわが国の従前の福祉レジームの分析を行った。また、第4章においては、新制度論のアプローチにより、「共同体化」を「制度」と捉え、過去と現在、未来をつなぐ視点、つまり過去の歴史から現在の制度を理解し、現在のあり方から未来を展望する視点を示すことを試みた。

第4章で示したように、従前の「日本型福祉レジーム」の「終わりの始まり」は1970年代に遡り、現在、わが国は、「漸進的な制度変化」の過程にあるように見える。代替的緩和よりも補完的緩和に重心を置く諸政策に加え、家族の「共同体化」、地域における「共同体化」の継続など様々な場面で「制度」は継続しているように見える。一方で、グローバリゼーションや人口構成の変化などを受け、補完的緩和策においてはアクティベーションに見られるような、参加と包摂の理念の下に雇用と福祉を結びつけるような考え方も導入され、地域においては中間的就労が広まっている。また、家族においては男性稼ぎ主モデルから両立支援モデルへと重心が徐々に移動し、地域においてもNPOや社会的企業など新しいアクターを巻き込んだ活動が広がるなど、「共同体化」の内部に変化を見ることもできる。これらが、今後どのように展開していくかはまだ明らかではないが、これらの動きの先に、参加と包摂に基礎を置く新しい福祉社会の展望を拓くことができるかどうかは、「古い共同体化」をどのように「新しい共同体化」へと再構成していくかにかかっているように思われる。

文献

- 青木昌彦 (2008) 『比較制度分析序説: 経済システムの進化と多元性』講談社
- 青木昌彦・奥野正寛 (1996) 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会
- 秋吉貴雄 (2000) 「政策変容における政策分析と議論 政策志向学習の概念と実際」公共政策
- 秋吉貴雄 (2007) 『公共政策の変容と政策科学～日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣
- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2010) 『公共政策学の基礎』有斐閣
- 石橋敏郎, 河谷はるみ, 木場千春, 坂口昌宏 (2012) 「生活保護制度における就労自立支援の問題点」アドミニストレーション 18巻3・4号
- 今井伸 (2013) 「生活困窮者自立支援法の制定と自治体業務」ガバナンス 2013年11月号
- 井野隆一 (1996) 『戦後日本農業史』新日本出版社
- 今川晃・山口道昭・新川達郎編著 (2005) 『地域力を高める これからの協働』第一法規
- 岩崎信彦・上田惟一・広原盛明・鯉坂学・高木正朗・吉原直樹編 (2013) 『増補版 町内会の研究』御茶の水書房
- 大沢真理 (2002) 『男女共同参画社会をつくる』NHKブックス
- 岡崎哲二 (1992) 「資本自由化以後の企業集団」法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編著『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会
- 奥村宏 (1994) 『日本の六大企業集団』朝日新聞社
- 小倉武一 (1992) 『農政・税制・書生』日本経済新聞社
- 尾高邦雄 (1984) 『日本の経営: その神話と現実』中公新書
- 小野耕二 (2001) 『比較政治』東京大学出版会
- 風間規男 (2013) 「新制度論と政策ネットワーク論」同志社政策科学研究 14巻2号
- 加藤淳子 (1994) 「(書評) 新制度論をめぐる論点: 歴史的アプローチと合理的選択理論」レヴュアアサン 15号
- 加藤雅俊 (2012) 『福祉国家再編の政治学的分析: オーストラリアを事例として』御茶の水書房
- 菊池繁実 (2009) 「ホームレス自立支援をめぐる法的課題」季刊社会保障研究第45巻第2号
- 北山俊哉 (2011) 『福祉国家の制度発展と地方政府: 国民健康保険の政治学』有斐閣
- 橋川武郎 (1996) 『日本の企業集団—財閥との連続と断絶』有斐閣

- 倉沢進・秋元律郎 (1990)『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 河野勝 (2002)『制度』東京大学出版会
- 小林英夫・米倉誠一郎・岡崎哲二・NHK 取材班 (1995)『日本株式会社』の昭和史：官僚支配の構造』創元社
- 佐々田博教 (2011)『制度発展と政策アイデア：満州国・戦時期日本・セン後日本にみる開発型国家システムの展開』木鐸社
- 柴垣和夫 (1974)「財閥解体と集中排除」東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革 7 経済改革』東京大学出版会
- 庄司俊作 (2003)『近現代日本の農村～農政の原点をさぐる』
- ジョンソン, チャーマーズ (1982)『通産省と日本の奇跡』ブリタニカ
- 神野直彦 (2010)『分かち合いの経済学』岩波書店
- 建林正彦 (1999)「新しい制度論と日本官僚制研究」日本政治学会編『年報政治学』
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史 (2005)『比較政治制度論』有斐閣
- 玉野和志 (1993)『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社 (愛大図書館)
- 玉野和志 (2011)「わが国のコミュニティ政策の流れ」中川幾郎編著『地域自治のしくみと実践』学芸出版社
- 辻由希 (2012)『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房
- 津田真澄 (1976)『日本的経営の擁護』東洋経済新報社
- 東畑四郎・松浦龍雄 (1980)『昭和農政談』家の光協会
- 利谷信義 (1975)「戦後の家族政策と家族法：形成過程と特質」福島正夫編『家族政策と法1 総論』東京大学出版会
- 利谷信義 (1976)「家族制度論争」小林直樹・水本浩編『現代日本の法思想』有斐閣
- 西岡晋 (2007)「福祉レジーム再編の政治学：経路依存性モデルを超えて」早稲田政治公法研究
- 野口悠紀夫 (2010)『1940 年体制 (増補版)』東洋経済新報社
- 野村正實 (1994)『終身雇用』岩波書店
- 野村正實 (1998)『雇用不安』岩波書店
- 間宏 (1963)『日本労務管理史研究～経営家族主義の形成と展開』
- 間宏 (1971)『日本的経営：集団主義の功罪』日本経済新聞社
- 間宏 (1989)『日本的経営の系譜』(文眞堂版初版) 文眞堂 (初版日本能率協会 1963 年発行)
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子 (2010)『NPO 再構築への道～パートナーシップを支え仕組み』勁草書房
- 原田純孝 (1988)「『日本型福祉社会』論の家族像」東京大学社会学研究所編著『転換期の福祉国家 (下)』東京大学出版会
- 広原盛明 (2011)『日本型コミュニティ政策～東京・横浜・武蔵野の経験』晃洋書房
- 真淵勝 (1987)「アメリカ政治学における『制度論』の復活『思想』1987 年 11 月
- 真淵勝 (1994)『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社
- 三戸公 (1991a)『家の論理 第 1 巻～日本的経営論序説』文眞堂
- 三戸公 (1991b)『家の論理 第 2 巻 日本的経営の成立』文眞堂
- 宮島英明 (1992)「財閥解体」法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会
- 宮本太郎 (2001)「比較政治学における新制度論の可能性」政策科学 8 巻 3 号
- 宮本太郎 (2009)『生活保障：排除しない社会』岩波書店
- 米倉誠一郎 (1993)「業界団体の機能」岡崎哲二・奥野正寛編著『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社
- 労働政策研究・研修機構 (2010)『労働市場のセーフティネット』(労働政策レポート Vol.7)
- Garrett, Geoffrey and Barry R. Weingast (1993) "Ideas, Interests, and Institutions: Constructing the European Community's Internal Market," in Goldstein, Judith and Robert O. Keohane (eds.) *Ideas and Foreign Policy: Belief, Institutions, and Political Change*, Cornell University Press.
- Goldstein, Judith (1993) *Ideas, Interests, and American Trade Policy*, Cornell University Press.
- Goldstein, Judith and Robert O. Keohane (1993) "Ideas and Foreign Policy Analytical Framework," in Goldstein, Judith and Robert O. Keohane (eds.) *Ideas and Foreign Policy: Belief, Institutions, and Political Change*, Cornell University Press.
- Hacker, Jacob S. (2005) "Policy Drift: The Hidden Politics of US Welfare State Retrenchment," in Wolfgang Streeck and Kathleen Thelen (eds.) *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, New York, Oxford University Press.
- Hall, Peter A. (1993) "Policy Paradigms, Social Learning,

- and the State: the Case of Economic Policy making in Britain," *Comparative Politics*, April 1993.
- Hall, Peter A. and Rosemary C.R.Taylor(1996)"Political Science and the Three New Institutionalisms," *Political Studies*, Vol. 44.
- Kato, Junko(1996)"Institutions and Rationality in Politics- ThreeVarieties of Neo-Institutionalists," *British Journal of Political Science*, Vol.26, No.4.
- Katznelson, Ira and Barry R. Weingast(2005) "Intersections between Historical and Rational Choice Institutionalism," in Ira Katznelson and Barry R. Weingast (eds.), *Preferences and Situations: Points of intersection between Historical and Rational Choice Institutionalism*. Sage Foundation,.
- Krasner, Stephen D.(1984)"Alternative Conceptions and Historical Dynamics," *Comparative Politics*, Jan. 1984.
- Krasner, Stephen D.(1988)"Sovereignty: An Institutional Perspective," *Comparative Political studies*, Vol.21, No.1, April.
- Mahoney, James and Kathleen Thelen(2010)"A theory of Gradual Institutional Change," in Mahoney, James and Kathleen Thelen (eds.,)*Explaining Institutional Change: ambiguity, agency, and power*, Cambridge University Press.
- Peters, B. Guy(2005)*Institutional Theory in Political Science: The New Institutionalism*, Continuum International Publishing Group. (土屋光芳訳 (2007)『新制度論』芦書房)
- Pierson, Paul(2004)*Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press (柏屋祐子監訳 (2010)『ポリティクス・イン・タイム: 歴史・制度・社会分析』勁草書房)
- Pierson, Paul and Theda Skocpol(2002)"Historical Institutionalism in contemporary Political Science," in Katznelson, Ira and Helen V. Milner (eds.)*Political Science: State of the Discipline*. WW.Norton & Company.
- Skogstad, Grace(1998)"Ideas, Paradigms and Institutions: Agricultural Exceptionalism in the European Union and the United States," *Governance*, Vol. 11, No.4.
- Streeck, Wolfgang and Kathleen Thelen(2005) "Introduction: Institutional Change in Advanced Political Economies," in Wolfgang Streeck and Kathleen Thelen (eds.)*Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, New York, Oxford University Press.
- Thelen, Kathleen and Sven Steinmo(1992)"Historical Institutionalism in Comparative Politics," in Steinmo, Thelen and Longstreth (eds.)*Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press.